

地域密着型施設の指定更新について

資料 6-1

○指定期間（6年）が満了するので指定を更新する事業所

事業所名	サービス種類	指定期間	所在地	施設概要
①有限会社サラサホーム	認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）	令和2年8月16日～ 令和8年8月15日	手賀野 403-5	定員18名 2ユニット
②有限会社ケア・コスモスグループホームほのぼの	認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）	令和2年12月10日～ 令和8年12月9日	千旦林 2111-2	定員9名 1ユニット
③デイサービスセンターふくろうの杜 北館	地域密着型通所介護事業所（デイサービス）	令和2年7月18日～ 令和8年7月17日	苗木 4002	定員18名

<根拠法令>

介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第七十八条の二

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき又は前項第四号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

① 有限会社サラサホーム

② 有限会社ケア・コスモスグループホームほのぼの

サービス内容と指定基準

サービス種別	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
利用定員	1ユニット 5人以上9人以下（1事業所 2ユニットまで）
サービス内容	比較的安定した状態にある認知症の要介護者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境での生活を継続できるよう目指します。入浴、食事、排泄等日常生活の世話及び機能訓練を共同生活の中で行います。利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものです。
職員基準	<ul style="list-style-type: none">・管理者（常勤 ・認知症対応型サービス事業者管理者研修、実践者研修の受講者）・計画作成担当者（介護支援専門員資格者・実践者研修受講、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の受講者 2ユニットまでケアマネ資格1人で可）・介護職員（夜間以外：入居者3人に対し1人、夜間1人以上）
設備の基準	居室（床面積 7.43㎡以上 <4.5畳以上 >） 1居室 1人 居間、食堂、台所を共同生活住居ごとに設置
運営内容	<ul style="list-style-type: none">・認知症対応型共同生活介護計画の作成・サービスの提供の記録・地域連携として運営推進会議の設置が必要（利用者、地域住民の代表者<代表者は町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等>、市町村職員等
その他の要件	利用対象者は、原則市内の施設利用となります。（制度改正により18年4月以降市外の施設には入れません。）

③ デイサービスセンターふくろうの杜 北館

サービス内容と指定基準

サービス種別	地域密着型通所介護（ デイサービス ）
利用定員	同一時間帯に18人以下
サービス内容	利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、生活機能の維持または向上をめざし、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。
職員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者：常勤専従（管理上支障のない場合は、事業所の職務または同一敷地内他事業所職務との兼務可） サービスの提供に必要な知識・経験があり、厚生労働大臣が定める研修を修了している者 ・ 生活相談員：提供日ごとに、1名以上が必要です。 ・ 看護職員：サービス提供の単位ごとに1名以上が必要です。 ただし、利用定員10名以下の場合は、看護職員も含めて、介護職員の人員配置の考えで配置可能。 ・ 介護職員：利用者数が15人までは、専従の介護職員を1名以上必要となります。利用者数が15名を超える場合は、5人おきに専従の介護職員をプラスします。 ・ 機能訓練指導員：1名以上必要です。（他の職務にも従事できる）
設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂及び機能訓練室の合計面積が、利用定員×3㎡以上 ・ それぞれに支障のない場合は、同一の場所でも可 ・ 相談室は遮へい物の設置等
運営内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の状況の把握 ・ 居宅介護支援事業者等との連携 ・ 通所介護計画の作成 ・ サービスの提供の記録 ・ 地域連携として運営推進会議の設置が必要（利用者、地域住民の代表者<代表者は町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等>、市町村職員等